

福祉監第1205-1号
平成23年11月18日

各介護保険施設・事業所管理者
各障害者（児）福祉施設・事業所管理者
各養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各有料老人ホーム管理者

} 様

埼玉県福祉部長 荒井 幸弘（公印省略）

利用者の送迎時における交通安全の確保について（通知）

高齢介護・障害福祉サービスの適正な運営について、日ごろ格別の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、去る平成23年11月12日、県内の指定（介護予防）通所介護事業所において、当該事業所の車両を使用し利用者を御自宅へお送りする途中、利用者2名が死亡、その他の利用者と介護職員併せて数名が重軽傷を負う交通事故が発生いたしました。事故原因の詳細は警察により調査中ですが、亡くなられた利用者は2名とも車椅子を使用されておりました。

各事業所における車両を使用した送迎業務は、介護サービスの一環として日々行われている日常的業務であるとともに、その安全は常に確保されていなければならない重要な業務です。事業所と利用者自宅間の送迎について今後とも一層の利用者の安全確保が求められます。

また、今回の事故の重大性に鑑み、埼玉県警察本部交通部長からも別添通知（写）のとおり各事業者への注意喚起について依頼がありました。

つきましては、昨今の交通事故の発生状況及び今回の事故を踏まえ、改めて、交通事故が利用者の生命に係わる重大な問題であることを強く認識いただき、送迎時の車両の使用に当たっては、下記の点に留意の上、安全運転の確保の徹底を図ってください。

記

車両を使用した送迎業務における主な留意事項

- 1 運転者の健康状況、体調等を把握し、適任者に運転させること。
- 2 必要に応じ運転手以外に介護職員を同乗させるなど安全な送迎に配慮すること。
- 3 車両について使用前の日常点検の実施など安全管理を徹底すること。
- 4 運転者や運転の開始・終了時間などを把握するため、運転日誌を整備すること。

- 5 道路交通法等関係法令を遵守し交通安全に努めるよう従業者に対する安全教育を行うこと。
- 6 シートベルトの着用を徹底すること。
- 7 車椅子の車両への適切な装着方法を従業者に周知するとともに、確実な実施について徹底すること。
- 8 送迎時における利用者の乗降場所は安全な場所を選定すること。

<担当> 福祉監査課 総務・障害施設担当
障害事業担当
高齢施設担当
介護保険施設担当
介護事業第一担当，第二担当
高齢介護課 施設指導担当、介護保険事業者担当
障害者自立支援課 施設支援担当、地域生活支援担当

<問合せ先> 048-830-3440（福祉監査課代表）



交企第 706 号

平成 23 年 11 月 16 日

埼玉県福祉部長 様

埼玉県警察本部

交通部長

(公印省略)

交通死亡事故抑止対策へのご協力について (依頼)

謹啓 晩秋の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、警察行政、とりわけ交通事故抑止活動に多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日県内において、介護事業者による送迎ワゴン車が、対向の大型トラックと正面衝突をし、要介護高齢者を含む 5 名が死傷するという重大交通事故が発生しました。送迎車の運転者は、運転経験の浅い介護職員であり、対向車線にはみ出して事故を起こしたものです。また、別の日には、福祉施設の送迎車両の乗降場所へ向かう高齢者が道路横断中に撥ねられる死亡事故も発生していることから、高齢者を対象とする貴管下の福祉施設や介護事業者に対して、送迎時の交通事故を防止するため、別紙のとおりご指導いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

○ 送迎車の運転にあたっては、当日の体調等を判断して、車種に応じた適任者により運転をさせるようにしてください。

また、必要により、別に介護職員を同乗させるなど安全な送迎体制にも配慮してください。

○ 車いす等が積載可能な特殊装備車を運行する場合には、定められた方法で確実に固定して衝突時の安全を確保してください。

送迎従事者には、特殊装備について必要な教育をしてください。

○ 送迎時における要介護高齢者の乗降車にあたっては、安全な場所を選定するようにしてください。